



報道発表資料の配付日時 2月9日(火) 16時00分

発表項目 (行事名)	第3回北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道が、次期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の作成に当たり、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体等からなる委員より幅広く意見を聴取するため、検討協議会を開催する。</p> <p>1 開催日時 令和3年2月12日(金) 19:00～20:00</p> <p>2 場所 TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 はまなす (札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館)</p> <p>3 出席者 (1) 検討協議会委員 大友芳恵委員(北海道医療大学教授) 外13名(うち12名Web参加) (2) 北海道 保健福祉部高齢者支援局長 外</p> <p>4 予定議事 (1) 第8期計画[案](案)について ほか</p>		
参考	「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」は、3年を1期として作成しており、本年度、第8期計画(令和3～5年度)に係る検討を行う。		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>当協議会は、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき、別添傍聴要領により、一般道民の傍聴席を用意していますが、現下の状況を踏まえ、来場者の方が十分に距離をとれる定員とすること、各法人様等1名までとすることとします。</p> <p>また、来場される場合はマスクの着用等感染症対策に御協力願います。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 担当者 課長補佐 山谷 tel 011-204-5271 (ダイヤルイン) 内線25-653</p>		

## 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の9に基づく北海道高齢者保健福祉計画及び介護保険法第118条に基づく北海道介護保険事業支援計画の作成に当たって、広く関係者の意見を計画に反映させるため、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は17名以内で構成する。

- 2 構成員は学識経験者、保健医療関係団体、福祉関係団体及びその他関係団体のうちから知事が決定する。
- 3 協議会に構成員の互選により座長及び副座長を置く。

### (運営)

第3条 協議会は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

- 2 会議は、座長が主宰する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代行する。
- 4 協議会は必要に応じ関係職員を出席させて、その意見を求めることができる。

### (庶務)

第4条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成10年5月15日から施行する。

改正後の要綱は、平成11年3月29日から施行する。

改正後の要綱は、平成20年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成26年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年4月20日から施行する。

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会構成員候名簿

(敬称省略)

区分	所属等	氏名	
学識経験者	北海道医療大学看護福祉学部 教授	大友 芳恵	
保健・医療関係団体	一般社団法人 北海道医師会 副会長	藤原 秀俊	
	一般社団法人 北海道歯科医師会 副会長	西 隆一	
	一般社団法人 北海道薬剤師会 副会長	斉藤 晃雄	
	一般社団法人 北海道老人保健施設協議会 会長	星野 豊	
	一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会 会長	太田 誠	
	特定非営利活動法人 北海道病院協会 常務理事	徳田 禎久	
福祉関係団体	北海道老人福祉施設協議会 副会長	山本 進	
	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 会長	村山 文彦	
	北海道ホームヘルプサービス協議会 副会長	七戸 キヨ子	
その他関係団体	1号被保険者 一般社団法人 北海道老人クラブ連合会 事務局長	坂井 信	
	2号被保険者 日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長	坪田 伸一	
	保険者	北海道市長会 (江別市長)	三好 昇
		北海道町村会 (本別町長)	高橋 正夫

## 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

#### (1) 受付

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望される方は、協議会の開催予定時刻までに、受付で住所・氏名を記入し、協議会の開催時刻までに、受付で氏名・住所記入し、協議会の座長等の許可を得た上で、係員の指示に従って入室してください。

#### (2) 定員

傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

### 2 傍聴する場合の留意事項

傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 協議会において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 協議会において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、協議会の座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他協議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3 協議会の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

不明な点などがありましたら、係員にお聞き願います。

- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、これに従っていただけない場合は、退場していただく場合があります。